「国際化の進展に伴う行政書士の業務の実態と課題」に関する面談調査結果

(1)調査の目的

面談調査では、申請取次業務で活躍されている行政書士の方に聞き取り調査を行い、申請取次業務の実態について明らかにするとともに、経験談やアドバイスを聞き取ることで、今後、希望している行政書士が参入するきっかけをつくることを目的とした。

(2)調査方法

日本行政書士会連合会より、国際関係業務で活躍されている全国の行政書士 13 名を推薦していただき、9 月中旬から 10 月中旬にかけて実施した。

(3)調査の項目

面談調査については、以下の 14 問を設定した。

面談調査の質問項目

・申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。
・申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。
・申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。
・現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。
・申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。
・これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。
・申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。
・今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。
・今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか（例：研修の充実、情報提供、顧客の紹介等）。
・申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。
・日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか（例：通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど）。
・申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。
・今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。
・申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。

(4)公開方法

報告書ではインタビューした行政書士の氏名や面談調査で言及された個人名など、個人情報は非公開とした。

(5) 面談調査結果

ア A行政書士

● 申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。

大学を卒業してから海外を回り、日本に帰国後、自らの語学力を活かし、外国船舶が入港した際に船員の上陸手続等に関する企業に就職した。その後、さまざまな企業を経験し、企業移転を機に退社して行政書士を目指す。

行政書士登録した後、これまでの経験を活かして外国人と関わることのできる分野をやろうと考えた。多くの国内業務の申請なども行ってきたが、建設業、宅建業、風俗営業登録は、すでに多くの行政書士が業務をしていたので、新規参入者が入り込むのは難しかった。

● 申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。

申請取次業務制度が成立する以前から業務していたが、当時は、外国人滞在者は少なく、在日韓国人／朝鮮人・台湾人の2世等からの帰化申請に関する業務を引き受けた。平成2年の入管法の改正後に、顧客からの依頼が増えた。当時、改正入管法に精通した人が少なかったので、入国管理局での無料相談業務を 2～3 年間手伝ったりしていたが、これは後に入管協会が全て行うことになった。他に後年、規制改革会議等で意見、提言したりした。

● 申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。

申請取次以前から関係業務を行っていたので、業務上の問題点はなかった。申請取次の制度が始まったころはちょうどバブルのころで、新規で入国する人たちへの就労資格の諸申請が最も多く、多くの申請を行った。

当初、専門学校卒の資格が認められなかったので学校卒業と同時に在留資格を失う場合があったが、これについては大卒同様「専門士」も認めるよう陳情を行ったりした。後年の基準省令の一部改正により是正された。

● 現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。

制度開始当初も新規入国の認定申請が最も多かったが、現在でも認定申請が多い。更新については、普通に過ごしている人は更新手続が簡単なので本人でやる場合も多い。資格変更など難しい場合は行政書士の所にくる場合も多い。

● 申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。

国際関係業務は全体の7割を占めている。社労関係の業務も行っているが、ほとんどの顧客が外国人となっている。

● これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。

業務を引き受けるには、必ず直接会ってヒアリングを行う。その際、申請のための裏付けと

なる情報が必要となるが、顧客が本当のことを言っているのか見極めなければならない。

例えば、偽装結婚の場合には顧客の雰囲気でわかる。また、ブローカーがいる場合には、ブローカー抜きにして聞き取ったりした。現在、偽装結婚のブローカー数は減っている。

トラブルに遭うのは、新規の行政書士や異業種から参入した行政書士。コンサルタント感覚で業務を行っている場合が多い。行政書士として登録した後に顧客を得るために営業に回ることがあるが、基礎的な知識がないとトラブルに遭うことが多い。また、行政書士のモラルも問われていて、難しい案件に手を出して放り出してしまう場合などもあり、申請取次に関して各単位会にも年 20 件ほどのクレームが入っている。トラブルに遭わないためには、しっかりと基礎を固めて勉強していくことが必要である。

● 申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。

5 年前に依頼を引き受けた顧客から帰化に関する業務を受注したことがあった。地道に日常業務をこなし、顧客との信頼関係を築くことによって、長期的に様々な依頼を受けることができる。

● 今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。

今回の入管法改正は規制の強化となった。特に、影響を受けると考えられるのは、中長期の在留者である。従来の外国人登録証が入管法上は在留カードの代わりと見なされるが、それは入管法上の問題であって、「住基法」上は、銀行取引等の実生活上、外国人登録証は身分証明書として有効ではなく、在留カードの提出を求められることがある。中長期にわたり滞在している外国人の顧客に対しては、期限にかかわらず在留カードを取得することを勧めている。

現在、在留カードの申請取次も行っているが、これ自体は儲かる仕事ではない。また、当初、入国管理局側でも即日発行だったはずの在留カード発行に時間がかかっていたが、現在では多少緩和されている。

● 今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか（例：研修の充実、情報提供、顧客の紹介等）。

行政書士は、基本的に人間好きであること、社交的であることが求められる。パソコンだけでは、業務ができるものではない。実際に街に出て、人々の様子を見てほしい。業務の依頼があった時は、直接、顧客に会って話をよく聞き、偏見や先入観を持たないで接することが必要である。

● 申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。

外国人の事件などが報じられるが、実際、ほとんどの外国人は善良な方々であるので問題はない。

新規に参入する行政書士の方には、国際関係の業務というファッション感覚で安易に参入することは避けてほしい。行政書士は情報収集と分析能力が重要である。

● **日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか（例：通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど）。**

ほとんどの顧客は日本語ができるので外国語の対応は必要ない。初めて日本に入国してきた人たちは日本語の話せる友人や通訳と一緒に来て業務の依頼をしてくれる。そのため、通常の業務で困ることはない。

● **申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。**

研究会などは公私含めて当地に 10～20 ほどある。単位会や支部や任意の研究会など様々なレベルで行われている。任意の研究会にもいろいろあるが、単位会の広報誌に研修会等の広告を掲載する際には、単位会のガイドラインに従った誓約書を提出することになっているので、少なくとも会報に広告が載っているような会はきちんとした会だと言える。

業務上は社労士等他の士業との連携も考えられる。自分は社労士の資格も持っているので自分で処理することができるが、一般には外国人の在留関係と雇用管理とは別々に連携せず行われているようで、行政書士と社労士が連携する場合でも、個人ベースでの話にしかなっていないようである。

他の士業からの行政書士業務への参入も多い。弁護士が行政書士の資格を取って行政書士独占の分野に参入してくる場合も見られる。また、税理士などが組んで仕事をしないかと持ちかけてくる場合もある。

● **今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。**

人間が好きであることが必要。偏見を持つことはあってはならない。プロというのは、100％できて当たり前でそれ以上の付加価値を与えて顧客に提供することが必要である。最近は、指示を待って行動する人が多い。自ら積極的にアピールをする姿勢が求められる。

● **申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。**

国際関係業務は入管業務だけではない。外国為替関連、マーケット、自治体の姉妹都市提携もある。姉妹都市提携の締結については、自治体の側では提携をしたいという意欲があるものの、ノウハウが分からないこともある。そういう部分が行政書士に求められている。そういった地域の活動は、単位会の支部などが積極的にノウハウがあると売り込むべきではないか。

客が「投資経営」の在留資格を取得した場合など、そこで終わりではなくて、立ちあげた会社で業務を行う際の許認可で色々と仕事が生まれてくる。こうした業務展開の提案をすることで、在留関係の仕事だけではなく、行政書士本来の分野である許認可に関しても、同じ依頼者から業務を展開できる可能性がある。

政治情勢の問題もあるが、今後、中国以外の国々からの業務依頼が増えると考えられる。考えられるのは合弁等の立ち上げのために必要な法務書類作成などがある。ただ、中国を含め多くの諸国に関しては、合弁のルールや企業の会計基準など日本と異なる点が多いので注意が必要である。

イ B行政書士

● 申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。

申請取次の制度ができる前、20年以上前から国際関係の業務はやっていた。平成元年に入管法が変わり、日系人が入ってきやすくなった。制度ができる前からやっていたため、取次制度ができる前は書類を作成して本人を同行して入国管理局まで出向いていた。

● 申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。

当地は製造業（とりわけ自動車部品）が多く立地し、ちょうどバブルのころで、人がたくさん必要だったため、外国人労働者がたくさんいた。人を集める時にはブローカーのような人が集めて連れてきていたが、彼らは入れてしまえば終わりで、在留期間更新になるとやってくれないので、困ったときに頼まれて手がけるようになった。最初は入国管理局が地元になく、近隣県にできたのはその2年後くらい、さらに、2～3年後くらいに地元の県に入国管理局ができた。

● 申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。

申請取次認定を受けたのは平成 4 年くらい、『月刊 日本行政』等に載っていなかったので、平成元年に制度ができたことを知らなかった。はじめて知って研修会に申し込んだのは、制度が始まってから4年目ということだったので驚いた。

トラブルとしては、依頼人と連絡が取れなくなってしまったことが2件ほどあった。在留資格の不認定の決定が出て、それを伝えて入国管理局で帰国手続を取るよう伝えると、それっきり連絡ができなくなった。オーバーステイ覚悟で逃げてしまったのだと思われる。結局、顛末書をこと細かに記載して入国管理局に提出した。入国管理局でもこういうことなら仕方ないということとなった。依頼人については、各自に連絡が取れるよう、本人以外に依頼者等第三者の連絡先を聞いている。ただ申請取次は入国管理局に代わって在留者のチェックをしているので、やはりこうしたことがあると重大だと考えている。なお、こうした問題を防ぐため、本人の連絡先だけでなく、友人等複数の電話番号を保険として聞いておくようにしている。先にあげた件では、それでも連絡が取れなくなってしまった。

申請取次で最初に取り扱うことができたのは、更新、変更、再入国のみで、認定はできなかったので、更新が多かった。

● 現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。

業務数としては、結婚、就労、日系人とバランス良くなっている。当初の依頼者は日系人が多かった。現時点では外国人の依頼者の出身地は中国人、タイ人が圧倒的に多い。そのほか、ブラジル、インドネシア、パキスタン、ペルー、インドなど20か国以上に上る。

今後は投資・経営の資格が多くなると思う。全国的にもその傾向にある。飲食店や中古車販売などがある。

● 申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。

現在売上ベースでは国際関係業務が4分の1、4分の2は建設業、4分の1は産廃業。それ

以外の仕事（自動車登録、風俗営業など）は基本的にはやっていない。行政書士２名、補助者４名の体制でやっている。

業務的には事務所にいる２人の書士で東京入国管理局、地元の支局と行き先を分担している。取扱量としては年間4～500人分でだいたい一定している。

● **これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。**

問題ケースの多くは偽装結婚で巻き込まれる場合。知らずにやったり、脇が甘かったりで、巻き込まれているようだ。自身は警察沙汰になるような偽装が明らかになったケースはない。基本的には紹介者のない人は受けていない。インターネットの広告も出していない。行政書士が依頼人のところへ出向くのではなく、依頼者に必ず事務所に来てもらい直接話をする。経験を積み重ねると、怪しい人（偽装結婚など）は、２人の雰囲気や会話しぐさ等見ればすぐにわかるようになる。そうした場合、依頼を断わる。

● **申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。**

現在、投資・経営の資格で来る人が増えている。最初は出稼ぎ労働者としてくる人が多かったが、現在はむしろ長期滞在で移民のような状態になっている。そのため、ビザに派生して出てくる仕事は多い。投資・経営の資格については、飲食店の営業許可、古物商許可や風俗営業など。風俗営業は取り扱っていないので、やっている別の行政書士に頼んでいる。そのほか会社設立や記帳の代行などがある。

● **今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。**

入管法改正に伴って、外国人登録証明書の預かりが多くなり、その管理が負担となっている。預かり証を発行して対応しているが常時 30～40 通のパスポート・登録証を預かっている。パスポートと違って外国人登録証明書は落としやすいので、専用のポケットの付いたクリアファイルを使用するなど、事故のないように留意している。紛失した場合、本人に警察に行って紛失届を出してもらわなければならないだけでなく、信用問題になるので、この預かりには注意を払っている。

預かり証については、全国での統一書式化を日行連にも指摘したが、動きはなかった。栃木会では統一の書式を作成して、預かり証を提示した外国人が登録証不携帯と扱われないよう末端の警察官まで伝達するよう警察に申し入れをしたと聞いている。

● **今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか（例：研修の充実、情報提供、顧客の紹介等）。**

取次ではなく代理にカテゴリーを改める必要がある。何とか頑張って、登記における司法書士の位置づけと同様の位置づけにするよう法律改正を求めるべき。上陸審査や在留審査における外国人の口頭審理及びその認定に対する異議申立の代理人をしたい。ビザがない人はまだ日

本に7万人くらいいる。付き添いはできても、取次、代理ができない。代理人として外国人の在留資格と向き合うことが必要だと思う。そのためには、行政不服審査法、ADRの代理権を得ることが大切。

新人の行政書士でまず申請取次の資格を取って最初の仕事として入管業務を行っている人も多い。(東京入国管理局行きのバスの出る) 品川駅でチラシを配布している人もいるが、業務獲得に結び付けやすいのであろう。

● 申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。

連絡先の保険を二重三重にかけること。外国人は身軽だし、携帯電話だけの人も多いので、いつ連絡が取れなくなるかわからない。

紹介者を介すこと。誰の紹介か必ず記録しておく。日本でしっかり暮らしている人の紹介で来る人は、基本的にしっかりしている。

本人確認をしっかりすること。親戚だけ、代理人と称する人のみ来たり、夫婦の片方だけ来たりする場合もあるが、どこかの段階で必ず2人揃ってもらう。怪しい人は見ればわかる。

宗教への配慮。イスラム教徒に対しては、ラマダン時にお茶も含めて何も出さないなど

● 日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか(例:通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど)。

最初のころは本人が通訳を連れてきたりしていた。例えばポルトガル語ができるかと問われてできないと言うと、そのまま来ないか、本人が通訳を連れてくる。現在は友人で日本語のできる人を連れてくることが多い。また、自分で勉強したりもした。インドネシア語などは誰もできないので、自分で辞書を引きながら習得した。出生証明書などはどの国・言葉でも一定のパターンがあるので、大体わかってくる。それくらいは自分で読めないとだめ。

現在のように人が増えてくると日本語のできる人も多くなってきているし、友達など通訳のできる人を連れてくるケースがほとんどである。

● 申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。

東京の研究会に入っている。毎月1回研究会が開催されている。会員は100名くらいいると思われるが、毎回参加しているのは20名ほど。それぞれが得意な分野での専門知識(対中投資の留意点、米国の移民法、外国の会計処理等)を分けあっている。

単位会で申請取次の事例研究会を年に1回やっている。最初は私的な研究会であったが、それが発展して単位会の国際部になっている。最初は7人くらいであったが、今は30人くらいのメンバー。見学に来る人もいるが、実際の業務を行っている人でないとわからないような内容で初心者向けのものではない。当地でこの分野を真剣にやっているのは、10人くらいではないだろうか。

今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。

今後、在留資格は国際関係業務の一分野になる。日本へ単に出稼ぎに来るだけでなく、長期在留して事実上の移民のようになってくる。外国人の起業サポートや渉外戸籍、離婚、親子関係の確認、認知、相続等のトラブルが増えている。必要となるそれぞれの知識（登記、税法、記帳、戸籍等）を身につけることが重要である。

● **申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。**

前項で示した業務が増えると考える。永住者の住宅ローン申込みや自動車ローン、サラ金トラブル等。年金の問題なども発生してくる。外国人の自動車に関しては自賠責保険だけでなく任意保険への加入も勧めるなども必要である。

ウ　C行政書士

● **申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。**

大学生当時から在留資格や帰化などの国際法務・渉外業務に関心があった。大学卒業後、東京の法律事務所で実務経験を積んでいたが、本で国際法務を取り扱う行政書士がいることを知り、直接会って話を聞き、郷里に帰った後、開業した。

● **申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。**

初めて取り扱った渉外業務は、国際結婚に関する在留資格認定証明交付申請。その他、在留資格変更、永住許可など、知人や他士業からの紹介によるものであったが、それだけでなく英会話を教える外国人教員が集まるパーティーへ行って交流を深め、彼らと会話する中で日本人との結婚の手続についての相談があったときに、業務を引き受けるなど精力的に行った。

● **申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。**

当時、入国管理局の許可基準は不透明なところが多く、経験が浅かった開業当初は、どのようにしてその不透明な部分を克服すればいいのか許可が下りるのかという経験が身についていなかった。依頼者は、行政書士が関わってくれれば許可が下りやすいというイメージを持って依頼をしてくる。当時、地元には入管業務を取り扱う行政書士がいなかったため、分からないところは、経験の豊富な行政書士にアドバイスいただいたり、公の機関の施設を借りて国際法務の勉強会を実施したり、他県の外国人無料相談会の相談員として参加するなどして経験を積んでいった。

● **現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。**

在留資格の認定証明交付申請や在留資格変更や永住許可の手続が最も多い。依頼者は、中国、韓国、ロシア、ネパール、ナイジェリアが多いが、その年によって傾向が異なる。

● **申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。**

申請取次業務は全体の３割を占める。他は、建設業、産業廃棄物許可、相続、遺言などの相談で占められている。

● **これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。**

開業当初は報酬のことを事前に依頼者に細かく説明することはなかったが、インターネットで報酬概算情報などが多く掲示されるようになってからは、それを報酬の平均と考え、業務終了後に値切ってくる依頼者が出てくるようになった。最終的な報酬額が分からない場合、依頼者に提示見積額以上の費用がかかると伝えても、ホームページに掲載されていた廉価な報酬を根拠に値切られた時は本当に困った。報酬で折り合いがつかないときには、他をあたるようにお伝えしている。

また、申請時に必要な情報について、事実を小出しにするか話してくれない依頼者もいる。行政書士の中には、依頼者が作成した書類を確認することもなく入国管理局に提出してしまい、虚偽申請の疑いで警察沙汰になるということもあった。真実を見分けることは難しいが、丹念に事実を調べれば矛盾点が浮き出してくるので、そこを見落とさないように心掛けている。

● **申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。**

就業資格への在留資格変更から会社の設立や開店に関わる各種営業許可の受注など、継続的に業務を依頼してくることもある。例えば、日本に滞在してビル・ホテル経営をするようになった依頼者に対して、旅館業許可申請や食品営業許可申請の支援、離婚後に母子家庭になった依頼者には、健康保険や年金の手続、母子手当給付手続や就学手続、身体障害者手帳の申請といった外国人には、不得手な国内の行政手続の相談を在留資格後の流れで引き受けている。

● **今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。**

中長期在留者が在留中に生じた身分上の変更事項、たとえば住所移転、氏名の変更、職場の変更、離婚などの場合、２週間以内に変更届をしなければならないとなったが、あまりに短期間なので対応が難しいかと思う。また、７月９日以前に離婚した日本人配偶者等資格所持者は、６か月以内に在留資格変更申請をしなければならないことになっているが、該当者は離婚したら即帰国しなければならない等の間違った情報に踊らされている事実があり、その種の相談が今日多い。

● **今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか（例：研修の充実、情報提供、顧客の紹介等）。**

申請取次業務は、高いコンプライアンスと粘り強さを要求される業務であると思う。

開業したばかりの行政書士が、実際に経験もないのにかかわらず、ホームページで申請取次に関するPRを出しているケースが多い。広告は出してもなかなか連続的な受注には結びつか

ず、そのうちに取扱いをやめてしまうケースが地方では多いようである。

実際の業務を経験する研修システムが必要である。実際の業務に直面して初めて考えること、気付くことが多々あるように思う。また、研究会や無料相談会の相談員などに参加する心がけが必要である。私は主催する勉強会に参加する会員につき１回の外国人無料相談会に同席させ、訊き方や回答内容などを実地に勉強する機会を提供している。

● 申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。

他の国内業務とは異なり、申請取次行政書士は依頼者のリスクが高いことを自覚して進めなければならない。できないならできないとはっきり答える判断能力も必要である。また、高いコンプライアンスをもって業務に当たることも必要だ。

また、業務知識のみならず各国の文化の違いを認識することである。例えば、面子を重視する国の人々と接するときは、人前で恥をかかせるようなことを言わないように配慮する。このような知識は、人々との交流から得られるものであるから多くの国の異文化と事前に接し、その対処法を身につけることも重要なことだと思う。

● 日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか（例：通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど）。

ケースバイケースで対処している。英語は得意でもあったので自ら対応している。通訳が必要な場合には、これまでの人的交流で培ってきたネットワークを活かし、パートナーに依頼する。ただ、法律の専門用語（特に入管法）を正確に翻訳することができないこともあるので、日ごろ通訳者と専門用語について話し合ったり、アドバイスをしながら通訳をするように努めている。

● 申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。

15年前から国際法務研究会という勉強会を地元で主催している。月に１度、勉強会と外国人無料相談を公共の施設を利用して、定期的に開催している。外国人無料相談は、自治体との共催であるが、報酬は一切なくボランティアで行っている。実務経験の少ない新人をベテランの横に同席させ、実際の面接相談に参加し、相談業務を観察する機会を与えている。また、研究会は、実務者同士の最新の情報交換の場ともなっている。市民公開講座や大学での就職前の在留資格出前講座、県主催の留学生支援行事参加なども実施している。

● 今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。

実務の現場は地味で、ホームページなど宣伝してもなかなか受注には至らないため、他の業務に移行してしまう方が多いのが現実である。あきらめず、研鑽に努めてほしい。地元では仲間を募って勉強会をし、全国的には行政書士同士、ボーダーレスで積極的に交流してほしい。

また、外国人に関する業務は、即効的に収益が得られるものではないと考えている。入国管理局に収容されている外国人から依頼が来た際、彼らの所持金も限られているため、ある程度、

展開が見えてきたときに報酬を受け取るようにしているが、基本的にボランティア活動と考えている。ひとつ事例を取り上げると、日本人男性から無理やり離婚させられた上、最初、有していた親権も奪われ、母国に送還させられる状況になった外国人女性から電話で依頼があった。彼女はある収容所の中にいた。地元で人権擁護の申立てをしたが、書類審査のみで救うのは難しいという回答があった。それでもあきらめず、入管業務を専門とする関西の行政書士、母国の領事、地域の女性支援団体と協力関係を構築し、依頼者を仮放免して帰国させる代わりに、裁判で子どもの面接権を獲得しようと考えた。法廷は、東京在住の社会派の弁護士に代理をお願いした。日本人男性と子どもの面接をするようにできないか、現地へ直接行き、話し合いをし、依頼者が日本に滞在していた状況を取材したりした。その結果、幸いにも依頼者が子どもの面接権を勝ち取ることができ、依頼者は安心して母国に帰国した。これまでの費用はそれぞれの関係者が全て自ら賄った。

このように、入国管理関係の業務は、仕事自体に魅力を感じるか、そして、報酬以上の仕事の面白み・醍醐味を感じられるかが重要だし、また、そのように感じる仕事でもある。

● 申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。

外国の方にとって日本の制度は分かりにくいため、相続手続、離婚協議、身体障害者申請、保険手続など、利用できる制度をアドバイスすることこそ、行政書士の出番ではないかと考えている。特に力を入れたい分野は成年後見制度である。在日外国人で老齢の方が年々増加しており、体が不自由になったり、認知症を患って福祉の関係の手続（年金受取など）ができないことがあるので、行政書士が関係の部署をつなぐ大きな役割を担うことになるだろうと考える。

エ D行政書士

● 申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。

行政書士になりたてのころは仕事がなく、また申請取次についても当時は実務経験が必要だったので、まずは、仲間を募って国際交流協会における外国人に対する相談会をボランティアで開催した。初日に相談に訪れたのは１人のみだった。相談会を始めた当時は通訳を雇う金も自分たちで負担していた。現在では、県及び複数の市で主として毎月１回の相談会を開催しているが、行政による会場提供、費用負担等の支援を得ている。

ただし、これは直接的な依頼人獲得のためではなく、相談業務を通じて実務の情報を得るためにやっていた。相談会を始めた当時は国際関係業務をやっている行政書士も少なく、ノウハウを教えてくれる人もいなかったので、むしろ、外国人に実際のケースを教えてもらうような場としてこちらが活用していた面もあった。現在でも、相談業務はベテラン行政書士と新人行政書士とがペアになって行っていて、新人行政書士の勉強のため、研修としてやっている面も強い。

実際の相談の場では、行政書士は氏名を出さずに「行政書士」との表示だけでやっているので、相談会で直接顧客を獲得することはない。依頼に来るのは県の書士会を通じてくる場合や、法テラスや自治体を通じてくる場合もあるが、実際には依頼の多くは口コミで来る。事務所と

してホームページも開設しているが、それを見て依頼してくるケースは少ない。

● 申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。

最初の事例は、留学生の人文知識・国際業務への在留資格の変更。知り合いの企業経営者から、新規に外国人を雇うことにしたがどうすればよいかと相談されたのがきっかけだった。

● 申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。

当時はまず申請書を手に入れることさえ大変だった。入国管理局に行って事前相談してやっと書類をくれる。「書き損じたら困るので」と言ってもう 1 枚もらったりして書類を手に入れていた。また、情報公開制度もなかったので、入国管理局が実際にどこを見て審査しているかもわからなかった。それを教えてくれるような先輩もいなかったので、先に挙げたように相談会を始めてノウハウを蓄積していった。

● 現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。

投資経営が多い。学校を出ても就職できないので。パキスタンやアフガニスタンなど中古車輸出業をやっている例が多い。依頼人に対しては、時間をかけて相談を受けた上で、許可の可能性について判断し、きちんとやればとれると言っている。

申請取次の資格を持っている人は県内にもたくさんいるが、実際に年間 1～2 件程度しかやっていない人を含めたら、30 人くらいか。毎日入国管理局で会うような人は 4～5 人である。

● 申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。

国際関係業務が 7～8 割。残りは建設関係。行政書士 2 名、補助者 4 名でやっているが、補助者 1 名は建設業許可等の専属、2 人は国際（外国人）関係、1 人は経理事務。このほかにもう一人「いそ書士」がいる。

● これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。

危ないのは日本人配偶者。メールだけでやり取りをしないで必ず現地へ行く。私は女性職員をつれて行って、箪笥の中の下着や洗面所の歯ブラシ、台所の茶碗等も見て生活実態があるかどうかを必ず確認している。入国管理局では、ごみまでもチェックして生活実態のチェックをしていると聞く。

会社経営や就職の場合、必ず会社や店に行く。店がちゃんとあるか、従業員がきちんといるか等も確認している。

● 申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。

在留資格の更新などは依頼があればやるが、更新時期などをチェックして一人ひとり連絡を取るようなことはしていない。

投資については、入国管理局での申請時に古物商や飲食店の許可がいるので、事前にこれら

も併せて申請する。これらの許可がないと在留資格が認められない場合が多い。

● **今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。**

書類が増えたが特に影響はない。

日常的に業務をやっている人たちはみな勉強していたので、法改正に際しても、特に問題はないと思われる。なお、入管法改正に関しては、日行連の研修の後、単位会でも研修を実施した。

● **今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか(例:研修の充実、情報提供、顧客の紹介等)。**

信用が重要。開業当初は農地転用、開発等何でもやった。そうした経験をへて、本来やりたかった外国人業務を今やれている。何でもやってみることは重要で、本を買うことも、たとえその代金が報酬と変わらなくとも、その知識は自分に蓄積されるのだから必ず役に立つ。私自身には国際関係業務について教えてくれる人がいなかったので、全国どこへでも勉強に出向いた。県内で聞けないことが、より多くの外国人がいる地域で聞けた。中国や東南アジアの領事館や公安等へ行って、ビザの発給について聞いてきたりもした。今はインターネットでたくさんの情報が集められるが、インターネットには嘘や間違いも多いので、鵜呑みにせず現地へ行って直接話をすることはとても重要である。

● **申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。**

金銭の話は最初からする。はっきりものをいう。「わかっているだろう」、「阿吽の呼吸」というものは外国人に対しては通用しない。風習の違いを理解してつきあうことが重要

過去には、在留資格の問題が起きたときに、雇い主から「全て行政書士に任せているから私はわからない」とやられたこともあった。

● **日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか(例:通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど)。**

簡単な英語で話すことはあるが、基本的には外国語の問題はない。本人が通訳を連れてくる。依頼者の遠方の友人と電話を介して3人でやり取りしたこともある。自分で通訳しようと思ったら世界中の言葉が必要。国によって地域ごとに言葉も異なるし、中国、パキスタン等が多いが、東南アジア、南アジア、欧米、旧ソ連、アフリカに至るまで、相手国も多岐にわたる。最近ロシア人は中古車取引の拠点が新潟へ行ってしまったので少なくなった。

● **申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。**

現在、他の行政書士と公式なネットワークは作っていない(かつては勉強会を立ち上げ、業務ノウハウについて勉強したりもしていた)。個人的には弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士とのネットワークを持っていて、仕事を紹介したり、されたりしている。入国管理局で

不認定等問題になった時に、いつでも訴訟を起こせる仕組みを持っておくことは、非常に重要である。

● 今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。

1. 外国人の在留資格は建設業許可などと違って差替えが効かない。申請を取り下げても、取り下げ書を提出するだけで、提出した書類は入国管理局が持ったままになっている。次に違った資格で申請したりすると、「前のものと違うじゃないか、どちらかが虚偽申請ではないか」ということになってしまう。そのため、相手の言うことを鵜呑みにせず、キチンと裏を取ることが必要である。
2. 外国人のためだと意識してほしい。入管業務は、彼ら外国人にとっては命にかかわる問題であるということを理解する必要がある。
3. ブローカーと接触しない。電話でいろいろな人が連絡をしてくるが、話をしていておかしい場合がある。友人の話だとか、本人は違うところにいるとか、本人を連れて来いというと連絡がなくなったりする。こうした場合、他の行政書士に行くのだろうが、入国管理局から単位会あてに偽装結婚などを扱った行政書士が名指しされ、その行政書士に関しては入国管理局も目を付けているとの指摘がなされる。こうした事例を受けて、入国管理局から単位会に何とかしてくれとの依頼もあり、会として本人に訓告したり、研修をやったりしている。入国管理局と良好な関係を保つことは重要である。

● 申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。

今後、外国人は何らかの形で移民となっていかざるを得ない。そこには彼らの相続、養子、結婚、遺言、介護の問題などが生まれてくる。その際には国際私法の問題がある。どこに国の法律を適用するかという問題が出てくるし、日本の法律が通用しない場合もある。こうした分野の知識を持つ人は少ない。研究者も少ない。

オ Ｅ行政書士

● 申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。

当初は相続を中心にして業務を行ってきたが、平成５年ころから、特別永住者の依頼が増えたことや帰化申請の業務を取り扱っていたことをきっかけにして、申請取次業務について勉強を始めた。当時の研修は東京で３日間かけて実施された。現在の制度とは異なり、試験は難解で不合格になる行政書士が多かった。申請取次業務に合格した結果、入国管理局の管轄内では女性初の申請取次行政書士になることができた。

● 申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。

期間更新、再入国などさまざま。日本国内の転職に関わるビザや永住の相談が非常に多い。

● **申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。**

ひとつの事例は、大学で優秀な成績を収めている留学生が在留期間更新のため、申請を行った。しかし、資格外活動の申請をせずに飲食店でアルバイトしていたことが発覚し、強制的に帰国させられることになってしまった。どのような理由であれ法律を守らないと助けることはできない。だが、一方で、志半ばにして留学生が帰国せざるを得なかったため、日本の印象を悪く持って帰国してしまったのではないかと考えるとつらいものがあった。

もうひとつの事例は、依頼人が「技能」で日本に入国し、料理店で働いていた。やがて、日本人経営者に認められて取締役に就任した。依頼人は投資経営の在留資格を取得し、有限会社を立ち上げる相談を受けてアドバイスしたが、会社設立を知った経営者が激怒し、取締役を解任すると同時に在留期間更新の申請を取り下げた。そのため、依頼人の滞在期限が3日後に迫っていた。この時は弁護士とともに行動し、裁判所に解任の無効を届け出て、入国管理局には申請手続取下げの中断を要請した。会社設立のめどが立ち、入国管理局で在留期間の更新が認められた。依頼者の経営が順調にいくようにするため、住居や契約書に関するアドバイスを行った。

現在、依頼者の事業は成功し、家族を日本に呼び寄せて平穏に暮らしている。業務を引き受けた時はストレスが溜まるきついものであったが、依頼人から感謝された時は非常にうれしかった。

● **現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。**

永住申請が多い。国別では中国人からの依頼が多い。そのほかには、めずらしいところではシリア人やロシア人、ウクライナ人の依頼を引き受けたことがある。

● **申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。**

申請取次業務そのものは非常に少ない。ビザなどの相談は多いが。

● **これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題(若しくはトラブル)となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください(ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください)。**

外国人依頼者とのトラブルはほとんどない。外国人を呼びよせる日本人や地元の企業・団体が報酬を支払ってくれないことが多い。そのため、業務委託契約を結ぶといった対応をとっている。

● **申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。**

申請取次業務をきっかけに会社経営や営業の許可を依頼されることが多い。最近では、永住申請を依頼した外国人から建設業申請の依頼が来たことがあった。

● **今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。**

特に問題がない。外国人には再入国出国記録カードがあるが、日本人は知ることがない。外国人を雇用している企業、技能実習生を受け入れている団体では、新しい再入国出国記録カードの項目をチェックするようにアドバイスしている。

● **今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか(例:研修の充実、情報提供、顧客の紹介等)。**

申請取次業務は行政書士に特化した分野であるので、更にPRするべきである。積極的に外国人対象の無料相談会を実施するべき。行政書士が申請取次業務をすることできることを入管法で明記しているにもかかわらず、知らない人が多い。申請取次業務をしている行政書士は全体の5%に達しない。その割合を上げることで、入国管理局の業務量や申請者本人の負担が軽減されるのではないだろうか。

ただし、質を確保するためには、行政書士自身が常に入国管理関連の勉強をする必要がある。ビザは依頼者にとって命の次に必要なものであるので、現在のような研修では不十分ではないだろうか。申請取次の資格取得を厳格にするべきではないかと個人的に考えている。

● **申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。**

依頼者との信頼関係を築くことに気を使っている。そのためには、依頼者の話をよく聞くことである。ただし、依頼者は本人が不利になるようなことを言わないので、よく話を聞いて見極めることが必要である。虚偽の申請かどうかは経験を積んでおくと勘で分かるようになる。

● **日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか(例:通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど)。**

行政書士の中では、中国語、英語などを話せる者もいるが、日本で滞在している外国人はある程度日本語を話すことができるので、日本語でゆっくりと話せば通じる。また、依頼者が日本語を話せる友人を連れてくることもある。通訳できる人がいない場合には、知り合いに電話をしてそれを介して訳してもらっている。こちらが一生懸命対応すると通じることができる。

● **申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。**

外国人が安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的にNPOを立ち上げた。ここでは、市民が多く集まるフェスティバルを利用して外国人対象の無料相談会を実施している。相談会では、1日に7名から8名の行政書士が参加しているが、完全ボランティアで行っている。また、NPOの研修会を通じて行政書士の間で連絡を取り合っている。

● **今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。**

申請取次の資格を取得してもすぐに依頼は来ない。国際交流のイベントに参加して外国人と

の交流を図ることが重要である。ビザに関することだけでなく、外国人の生活全般に関心を持つことが必要である。利益目的で考えるのではなく、心の交流によって結果的に仕事につながる。また、常に向学心をもって業務に取り組むべきである。

● 申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。

外国人と共生することは、日本にとっても大きなプラスとなる。ただ、行政だけでは手が回らないので、NPO が県と市と連携する必要がある。現在、多文化共生を促進する団体を設立する予定で、ビザ以外の相談を受け付けようと考えている。

地理的に韓国とのつながりが深いため、当地では多くの韓国人が在住している。現在、高齢化が進んでおり、相続や成年後見制度、韓国の法律との関連といった問題が生じている。日本の社会問題が在住する外国人の間でも生じている。10～20 年後には申請取次と関係のない業務が増加すると考えられる。日本の法律だけでなく、外国の法律について勉強する必要であると考える。

カ Ｆ行政書士

● 申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。

行政書士登録して 1・2 年後に、手続が難しい入国管理関係の申請を誰が代行しているのか考えるようになり、調べていくと、これこそ行政書士の仕事ではないかと気づいた。そこで入国管理局に行政書士が代替して申請しているのか問い合わせたところ、入国管理局も実情が分からない様子だった。先輩の行政書士も無関心で、単位会としての動きもなかった。やがて、制度が先行して申請取次業務が定められた。

平成元年に行政書士が在留資格認定証明書以外の申請取次業務ができるようになり、その後全ての申請取次業務が行えるようになった。当時、証明書のカードの色をもとに、オリーブ、ピンク色に分かれていて、ピンク色のカードを所持している行政書士は全ての申請取次業務を行うことができた。ピンク色の資格を取得するには、研修を年 4 回東京で受けなければならず、不合格者も多い非常に厳しいものであった。平成 7 年当時、ピンク色のカードを所持する行政書士は、約 130 名であった。申請取次制度は民間に定着しておらず、そして、研修制度の問題も出回っていなかったので、取次業務を目指す行政書士にアドバイスした。

● 申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。

ひとつは、在留資格変更の申請。入管法の規定を知らずに、人間関係によって就労し始めた依頼者が「就労」の在留資格を取得したいと依頼するのが多かった。入国管理局から許可されるのが難しい事案についての相談を月に 7・8 件受けていた。もうひとつは興行関係の申請取次。行政書士が関わると、許可を得やすいというイメージがあり、プロダクションが作成した書類を確認し、書類を入国管理局に提出する業務を行った。

● **申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。**

入管法は国民に定着されていないため、初歩的な相談事案が多すぎたことである。時には、遠方から相談する者もいた。私は相談料を受け取らないことにしているため、相談だけに時間がかかりすぎてしまい、業務につながることはなかった。

● **現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。**

永住申請や在留資格変更（家族滞在から留学）が多く、月に多くて3件くらいの依頼がある。

● **申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。**

申請取次業務の依頼は全体の35%～40%、件数は技能実習の組合から依頼が来ると月に15件くらいである。しかし、収入の割合は低い。そのほかは、車庫証明や権利義務関係で占められている。

● **これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。**

不払いなどといったトラブルは、着手金を前払いとすることで対処している。

相談料を取らないため、依頼者から相談されたときは余分な話をせず、なぜ依頼をしに来たのか、何を行政書士の私に求めているのかを明らかにする。入国管理局から確実に許可が下りるものを引き受け、できない依頼、不許可になるような依頼を引き受けない。ただ、当初は許可が難しいと考えられた事案だったが、話を聞いていくうちに許可が下りそうな項目を見つけた場合には、依頼者に必要書類を準備するようにアドバイスし、業務を引き受けている。

外国人からの依頼については、依頼者本人の証言の背景を読み取る力が必要である。依頼者が持参した書類なり、資料を見ることで矛盾点が分かるようになる。この能力は経験の積み重ねによって養われる。

● **申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。**

申請取次業務を依頼した依頼者が別の分野について業務の依頼をした事例はほとんどない。申請取次業務とそれ以外の業務では、依頼のルートが異なる。

● **今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。**

今年の入管法改正によって業務に影響を及ぼしたことはほとんどない。

● **今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか（例：研修の充実、情報提供、顧客の紹介等）。**

行政書士による取扱いを増やしていくには、研究・研修の充実が必要である。中国の国内状況、世界の経済状況など、より広範囲で専門的な項目を取り扱う必要がある。これまで研修会で厚生労働省出身者から提供された情報は大企業対象のものが多く、中小企業や農林水産業に

関係する情報が少なかった。近年は、中小企業出身者や農林水産業出身者からの情報が提供されてきている。それらを行政書士が学びとって、将来のニーズを見極める判断力・実力を養う必要があろう。

● **申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。**

本人確認に象徴されるように、依頼者の中には身分を偽ることがあるので、五感を活用して真実に迫り、必要な情報を取得する。そのために何度も確認する。そうすることで業務を引き受けるまでの間に起こりうるトラブルを排除することができる。また、外国人が間接的に関わっている場合もあるので、相談の際、気付いた点を依頼者に注意するとトラブルを回避できたこともあった。外国人を対象にした業務を行うには、「日本の常識」が通用しないので、常に緊張感をもって取り扱うことが必要である。

なお、厳格だと批判される日本の行政手続は、申請取次業務を行う上で非常に役立っている。役所の能力を十分に活用することで、業務上のトラブルを回避できる。

● **日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか（例：通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど）。**

技能実習生を受け入れている協同組合の中国人に通訳・翻訳をお願いしている。

● **申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。**

地元の行政書士とは連絡を取り合っていないが、連合会のネットワークで他の行政書士と連絡を取り合っている。

● **今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。**

申請取次業務に従事する行政書士には、日本代表という気持ちで実力を養成してほしい。また、外国人にとってビザは命の次に必要なものであり、行政書士は藁をも掴む存在である。プロ中のプロとして入国管理局と交渉する能力を養い、業務には熱心に取り組み、良い結果を残すことで多くの依頼が来るであろう。

● **申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。**

単に申請取次業務だけでなく、技能実習生対象の協同組合を通じ、さまざまな実務を取り扱いたいと考えている。

キ　G行政書士

●　申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。

申請取次制度ができる前から中国ビジネスや「外国人なんでも相談」を通じてビザ相談を受けていた。また、平成2年の入管法改正により、日系人が日本で就労できるようになったため、東京の企業から日系ブラジル人受入れについての相談があった。これらをきっかけに、「日行連申請取次管理委員会研修会」の案内を見て研修会に参加した。当時はテキストや情報がない状況で勉強し、申請取次業務の資格を取得した。

●　申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。

当時は、申請取次業務を取り扱う行政書士が地元にいなかった。そのため、業務を始めた時から非常に難しい事例を取り扱っていた。事例を3点取り上げる。

1つ目の事例は、舞踊家の「文化活動（日本舞踊）」の認定証明の申請である。行政が短期文化交流で招聘していたプロの舞踊家が長期滞在を希望し、「文化活動（日本舞踊）」の認定証明申請をしたが、指導者の専門家が確定申告をしていないことが分かり、不交付となった。

2つ目の事例は、当地の日本人男性が外国人女性と再婚する認定証明の申請である。地元の日本人男性から外国人女性と結婚するための申請をしたいという依頼があった。話を聞くと、外国人女性はすでに別の日本人男性と結婚をしていたが、実際、結婚したいのは依頼者本人であることが分かった。当初は依頼を断ったが、どのようにすればよいかという相談を再び受けたため、現地調査をして前夫との離婚手続を済ませ、女性を帰国させるように伝えた。待婚期間終了後、「日本人配偶者」の認定証明申請書が女性に交付され、現在、問題もなく滞在している。

最後の事例は、外国人妻の離婚と退去強制の事例である。日本人の夫が不倫をし、外国人妻は離婚をさせられた。夫は入国管理局に「同居せず不法就労をしているので強制送還をさせろ」と言ったため、「日本人配偶者」であった妻の在留期間更新が不許可になった。その後、彼女は勤務先の支配人とともに来て相談をした。話を聞くと、彼女には日本国籍の子どもがいることが分かったため、「定住者」への在留資格変更許可申請を行った。調査していくと、夫が暴力団関係者であるということが分かり、保証人が作れなかったため、法務省が出したいわゆる「7.30通達」に基づく定住者への在留資格変更ができなかった。地方入国管理局からの出頭命令に同行するも、在留特別許可も認められず「退去強制」することになった。そのため、日本国籍の子どもを連れて帰国するための支援をした。依頼者は母国に帰国したものの、1年後に所在不明となり連絡がつかなくなった。

●　申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。

当地に相談できる機関・人もなく、参考書籍もなかったこと。当地に申請取次行政書士は誰もいなかった。そのため、入国管理局に教えてもらいながら、実務を通じて申請の方法を学んだ。

だが、インターネットの発達は、業務に関する情報を得る上で役立った。事例を挙げると、日本人の女性が外国人と結婚して子どもを授かり、夫の母国で生活していた。突然、夫の両親が子どもはわれわれが育てると主張して、日本人妻を追い出してしまった。妻は提訴したもの

の、資金不足で継続できず敗訴してしまった。その後、帰国した女性本人から相談を受けた。アメリカの法制度について分からなかったため、メーリングリストで詳細な情報がほしいと送ったところ、現地で活動する日系人弁護士から情報提供があり、それに基づいて文書を翻訳し、市役所や法務局などに交渉して問題を解決させることができた。

● 現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。

改正入管法施行前は、永住申請ができなくなるうわさが外国人の間であったため、永住許可申請が多く、月に8・9件（人数では16・17名分）の申請を行った。また、申請取次ではないが、2年前より毎月技能実習生への法的保護情報講習をしている。

● 申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。

中小企業の経営相談を主体に行っていたが、体調不良のため2年前より仕事量を半減させた。現在は全業務量の70%が申請取次業務で占められている。現在はNPOの活動に重点を置いている。

● これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。

問題になった事例を2点取り上げる。

ひとつは外国人女性の「短期滞在」から「日本人配偶者」への在留資格変更申請についての事例である。他の行政書士によって行なわれた申請が不許可となったため、「認定証明」を再申請したら、入国管理局の窓口で「変更申請」で良いとの指摘があり、変更申請をした。2か月経ち、在留期限が過ぎても結果がでない間に、突然、第三者から「本人の代理だ。パスポートを返却せよ」という連絡があった。「本人でないと返却できない」と回答したところ、「返却しないのは違反だ。入管と警察に言うぞ」と脅してきたため、「本人か日本人の夫に返却する」、「あなたは誰か。本人は夫と同居していないのか」と言って、第三者の要求を拒否した。夫に連絡すると「暴力団に脅されて金をもらって戸籍謄本を渡した」、「怖いので自分はパスポートを預かりたくない」ということであった。入国管理局に連絡すると「パスポートは渡してやってくれ」とのことだったので、私は「ブローカーや暴力団に渡してはならない」と言ってパスポートを夫に返却した。直後に申請は不許可となった。後日、これらの経緯を入国管理局の所長に報告をした。暴力団関係者が関わる事案は、行政書士にとって精神的に負担となる。最近、単位会で暴力団対策に乗り出している。

もうひとつは、事故に遭い、「無縁」となった外国人女性の事例である。交通事故で器質性精神障害となり、「研究」の資格で在留していた外国人女性の期間更新をする際、入院先の精神病院が「外国人の長期入院はこれ以上認めない。帰国して治療すべきで、入管の期間更新申請の意見書は出さない」という連絡が来た。本人の依頼で「病気治療のための特定活動」の許可を取ると、病院の主治医より「勝手に許可を取ったので、入管に抗議をする。反省書を書け」、「今後の治療はしないのですぐに退院しろ。面倒を見てほしいのなら連帯保証人になれ」と私に迫ってきた。彼女は治療を継続する必要があったため、NPO法人が支援体制を築いた上で、病院と交渉して治療を継続させることができた。

その後、依頼者は、ハローワークに行って職業訓練をして新たな職を探していたが、事故以前の能力を取り戻すことができなかったため、結果的に本国に帰国することになった。依頼者には夫がいたが、離婚し、本国では依頼者の親も所在不明となったため、「無縁」の状態になってしまった。帰国前、自動車事故の保険金を受領していなかったため、人道的な理由から在留期間延長を行い、のちに保険金が依頼者に支払われ、現地で生活する資金とすることができた。

● **申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。**

「投資・経営」依頼で会社設立の申請をし、許可が出された後、会計業務などの業務依頼があった。また、外国人研修生を受け入れている会社より、海外進出のための事業計画（ＦＳ）や永住許可後の飲食店開業に関わる届出、経営相談などを多数引き受けた。

● **今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。**

①日本に在留している外国人は、入管法改正についてよく知らされていない。改正前には、彼らの間で永住申請ができなくなるのではという噂が立った。また、転出・転入をした場合には、14 日以内に市町村に届出をしないといけなくなったが、このことも在住外国人の人々は知らされていない。将来、外国人の転出入に関する問題が生じてくるのではないか。

②法改正により最長在留期間が 3 年から 5 年に延長されたが、法が施行される直前の 2012 年 6 月末に審査基準が知らされ、申請人が入管法上の届出義務を履行していること、子どもが小中学校に通学していること、活動予定期間が 3 年を超えること等が明記された。

一部の就労の在留資格では、比較的大きい企業（従業員の所得税を総額 1,500 万円以上納付している企業）に勤めていること、又は、3 年の在留期間が決定されている者で、かつ、5 年以上同一の在留資格で活動している者と厳格化している。

③永住許可申請については、「最長の在留期間をもって在留していること」とされているが、当分の間（当面）は 3 年の在留期間でも入国管理局は受理する方針になっている。しかし、「当分の間」はいつまで適用されるのかはっきりとしていないため、入国管理局で申請者が在留期間についての問い合わせをしているところを見かけた。

④入管法自体の問題として、現在の外国人の受入れが二極化される傾向にあるということである。年間 4,000 名程度で「高度人材」を受け入れる一方で、「技能実習」として最低賃金で働いている人々がいるという現実がある。留学生の日本企業への就職について大学は、日本語能力が不十分な人も入学させるなど、留学生の獲得に躍起になるが、就職支援は不十分なため、留学生は日本で就労することが非常に難しいのが実態である。語学力、在留資格要件がある留学生が中小企業などに就職できるような体制を整えていくようにすべきであろう。

⑤また、日本の国家資格を有しても就労できない職種があるということも問題である。例えば、鍼灸・マッサージ、介護福祉士、社会福祉士、理容師、美容師などだ。事例を取り上げると、ある中国人が鍼灸・マッサージを学び、日本で就労するために留学をした。鍼灸専門学校に入国当時は「鍼灸・マッサージ」で就労することが認められていたため、それを期待してのことだった。しかし、留学中、当局からの十分な広報が行われないまま「鍼

灸・マッサージ」が「医療」の在留資格の該当範囲から外されため、本人は日本国内で就労できず、海外で就労せざるを得なくなったことがあった。

● 今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか（例：研修の充実、情報提供、顧客の紹介等）。

まず、申請取次業務や外国人相談に関して、行政・企業・学校・NGO／NPO・専門家（特に士業連携）の連携が必要である。在住外国人のビザの問題を解決するためにNPO活動を通じて分かったことは、行政・学校も留学生の状況をあまり把握していない、また、NPOや行政書士会も個々に業務をやってきたということである。ひとつの課題を解決するためには、いろいろな機関との連携が必要であり、行政書士は専門家として、そのネットワークに加わって活動していくことが必要である。そこで、12～13年前から外国人市民会議の開催や、外国人を支援するNGO/NPOと外国人がともにさまざまな課題に取り組んでいる。私は、数年前から多文化共生推進ネットワーク会議の委員を務めたり、各種助成金等で技能実習生援護や日系人の職業訓練を行うなど、さまざまな活動に参画している。また、在籍しているNPO法人では、労働局に申入れをしてビザに関するお知らせを置いてもらうようにお願いをしたり、大学・専門学校と懇談を行ったり、企業が参加する合同就職面接会等のイベントに出向いて活動を行っている。

そのほか、関係機関、在住外国人支援グループなどに対して入国管理の許可基準・要件の周知、日行連としての政府・法務省・入国管理局への要請、意見公募への積極的参加といったことが必要であろう。

● 申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。

ひとつは、依頼者との意思疎通の問題である。日本に長期に滞在している外国人に対して日本語で対応しているが、十分に意思疎通ができないことがある。なるべく事実を聞いて、依頼事項を確認しているつもりでいるが、依頼者が言及しないこともあって、不十分な申請になることがある。

次に、トラブルに遭わないようにするために紹介や仲介依頼については距離を置き、深入りをしないように注意する。投資業務関係や技能実習生の協同組合で紹介をしたことがあったが、契約事項以外の問題が生じ、その対応に苦慮したことがあった。

最後に、依頼を引き受けても、中途で契約を変更・解約したり、依頼者が所在不明になる場合がある。それに対応できるようにしておくとよい。

● 日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか（例：通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど）。

相談時から基本的に分かり易い日本語で対応するようにしている。英語については後輩の行政書士に依頼をし、中国語から日本語への翻訳は自分で行っている。その他の言語の翻訳については留学生や外国人コミュニティ等に委託をしている。

● **申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。**

18年前からビザ相談と在留資格の研修をする任意団体を設立して活動してきたが、8年前に、異業種士業やICT・SOHOをメンバーにして、「多文化協働の仕事づくり・まちづくり」をコンセプトに、在住外国人支援のNPO法人を設立した。現在、7名の申請取次者のメンバーと連携して、在留資格だけでなく生活全般の相談を受け、個別の支援をしている。例えば、留学生の就労支援で、大学・専門学校との懇談、中小企業団体中央会の協力で技能実習生の法的保護情報講習、NPO法人のホームページにおいて動画で改正入管法などの広報活動などをしている。

● **今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。**

申請取次資格者登録をしている行政書士の中で実務をしている人が少ない。在住外国人が少ないという地域の事情もあり、私が相談を受けているのは年間百数十件だが、受任しているのは40件程度で少ない。多くの行政書士は、2・3回依頼を引き受けて実情が良くわからないまま申請し、不許可・不交付という結果になると、「時間を使う割に、報酬が少ない」という理由で、他の業務にシフトしてしまうことがある。受任した際には、法令を読み込み、先輩に教えを請い、インターネット検索で確認し、必要があれば入国管理局に聞きながら確実な申請をすることが重要である。また、仕事の理念・ミッションを明確にして、法令や倫理規定を厳守して業務に臨むことである。

● **申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。**

①これまでの経験を活かして、国際関係業務を取り組みたいと考えている行政書士の育成・指導に力を入れていきたい。
②中小企業団体中央会の協力の下に多言語での「法的保護情報講習」での業務拡大を図りたい。（新規にカンボジア・インドネシアなど）
③技能実習生や平成26年度から新たに開始される日越EPA協定に基づくベトナムの看護師・介護士候補への事前の日本語教育のEラーニング事業に取り組む。

ク H行政書士

● **申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。**

昭和40年ぐらいから特別永住者の帰化を取り扱っていた。当時はこういった業務に対して、弁護士もやらないし、司法書士もやらないし、やる人がいなかった。自分自身がこうした業務に関心があったが、誰かがやらないといけなかった。

申請取次の2期で、日行連で半日の講習があるだけであったし、効果測定の過去問も解説書などもなかった。入管法に関する様々な本を集めて勉強したが、単位会から数人推薦されていったので落ちるわけにもいかないので必死に勉強した。

単位会に国際部の組織を作って、日行連にも入って、法務省と折衝したりもした。その際には単位会の会長だけが日行連の役員になる仕組みを改めてもらったりもした。

当時は入国管理局の職員も現在より少なくて、入管法の改正で南米の日系の人々の上陸申請が激増して対応に大変だった。

● 申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。

業務を始めたころは出身校のつてをたどってハングルのできる大学の先生に書類を翻訳してもらった。その後は留学生などを紹介してもらって翻訳して業務を行った。

● 申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。

当時、法務省では行政書士全般に対する評価も定まってなくて、最初、行政書士が取り扱えるのは登録した地方入国管理局の範囲のみであったし、在留資格認定証明は取り扱えず、取り扱えたのは、在留資格の変更、在留期間の更新、再入国のみであった。その後、2・3年と経っていくうちに、日行連の方で経験を積んだ行政書士と新人の行政書士に分けて申請取次の表示を行った。それに対して同じ行政書士なのに差別するのはおかしいと言うことで、希望者は法定研修を受講することによって申請取次ができるようになった。

● 現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。

在留資格認定証明の交付申請が多い。更新などは自分でやれる場合が多い。資格変更については難しいものについては持ち込まれる。

● 申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。

30%くらい。他は建設、風俗営業、運輸、等々。当事務所は国際関係の業務の手数料は高い。依頼者も同国人などの紹介で来るので、他より高いことは知っている。外国人はコミュニティができているので、同国人の取扱い実績などをみてやってくる。飛び込みで来るようなケースはまずない。

国籍別では中国、韓国が多い。

● これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。

他の行政書士を見ていると、国際結婚に騙される場合が多いようだ。こうしたことに気づくかどうかは感性の問題でもあり、誰でも訓練すればできるようになるわけではない。

● 申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。

最初に資格認定をやった人が更新の依頼に来る場合もある。その際に関連して許認可などの依頼を受ける場合もある。心に響く仕事をしないと継続して依頼は来ない。

● **今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。**

手間は増えた。かといって、外国人にとっては同じ手続であり、報酬アップはできない。一方、平成 17 年に韓国の戸籍法が変わって、帰化申請に際して必要になる書類が膨大なものになった。中国人の帰化と韓国人の帰化とでは業務量に雲泥の差がある。これについては、実際報酬に差をつけている。

また、他の行政書士が上手くいくと思ってできなくてこじれたもの、弁護士に言って上手くできなかったものなどが私のところへやってくる。

● **今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか(例:研修の充実、情報提供、顧客の紹介等)。**

単位会の国際関係ポストに良く判っている人をつける必要がある。国際関係に限らず、様々な問題について連合会が各省へ建設的提言を出して、同じテーブルで交渉する必要があるが、分野に精通した人がポストについていないとうまくいかない。

制度は申請者のためにあるのだから、役所と行政書士とがどう協力すれば申請者のためになるのか、こうした協議の場を定例化する必要があるが、能力のある人は潜行してしまって、能力をどう生かすかわかっている人が然るべきポストについていない。

● **申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。**

宗教に対する配慮が必要。欧州のキリスト教やイスラムなど、こうしたことがある程度分かってないとだめ。

問題事例については単位会にも通知が行くが、会員権の停止はできない。苦情処理委員会等で本人を呼び出すことなどはできるが、苦情処理委員会は全体の案件について処理するので、委員も必ずしも国際関係の業務に対する専門知識がなく、きちんとした対応はできない。

話を聞いてどのような内容かを確認してから、報酬の話をする。最初にしっかりカネの話をしておかないと揉める。いくらだといきなり聞いてくる人がいたり、他ではこれくらいでやってくれたと言ってくる人がいるが、そうした依頼者にはそちらでやってもらえと言って断っている。

永住者は一見日本語ぺらぺらだが、日本語を同じように理解していると誤解してはいけない。「いつ頃になるか」という問いに対して「12 月頃」と言うと、12 月 1 日に許可が下りると思ってしまう場合がある。「今までの経験だとこれくらいの期間で許可が出るケースが多いので、何月何日から何月何日くらいの間に許可が出る可能性が大きい」など具体的に言う必要がある。また、「何%許可がおりますか」という問いに対して、「100%大丈夫」などと言う行政書士もいるようだが、許可を下すのはあくまでも入国管理局であって、行政書士が判断するわけではない。「100%」などと言っている行政書士の話が入国管理局に入ると、入国管理局に目をつけられる場合もあるようだ。ただ、こうした話については入国管理局から一般論として「こういう行政書士がいるが気をつけて」といった話は来るが、具体的に行政書士を名指しして話が来るようなことはない。

● **日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか（例：通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど）。**

基本的に依頼者は日本語が話せる。若しくは通訳を自分で連れてくる場合もある。外国人と対するとき、問題なのは語学力ではなくてセンスの問題。「中国人は・・・」といった国で分けるのではなく、より小さな単位、中国では何処の省、韓国では何処の道の出身かで考え方が異なる。どこの出身かを見る必要があり、それにより対応も異なる。中国ではそもそも省によって制度が異なることもある。

● **申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。**

以前は国際センターで研修会などをボランティアで2か月に1回程度やっていたが、資料作成などあまりに大変なので、現在はやっていない。

書士会がやっている研修は制度の概要ばかりで、実務としては役に立たない。新人の行政書士がこれを真に受けて仕事をしてトラブルのもとになっている。

司法書士とは会社設立などに関してプロジェクトを組んでやっている。同じ司法書士と継続的に仕事をしていると、毎回いちいち説明をしなくてよいので効率が良い。こうした連携は行政書士会、司法書士会と会レベルで連携すべきだと思うが、単位会のレベルではやっていない。これは単位会の幹部がこうしたことをやっていないから。

● **今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。**

国際関係の仕事はスマートだと飛びつくが、対象となる「外国」は200か国もある。自分はアジアをやりたいのか、イスラムか、欧米か。例えばイタリアであればファッション関係の法人の設立にまで食い込んでいける。ターゲットを絞って、その分野について深く勉強する必要がある。また、対象とする国の事をよく知る必要がある。

現在でも、独立の事務所を持ってこうしたことをしようと考えている意欲のある若手には丁寧に教えている。

こうした業務を実行していく上では、交渉力が必要である。

● **申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。**

①人の動きー国際関係業務と言えば、「出入国管理業務」だけを考えるが、「渉外戸籍」等にもっと関与することが必要であると思われる。

②物の動きー「例示」以前、中国から酒の輸入許可を依頼されて、その手続を行ったことがある。「物の動き」にも関心をもって勉強するとよい。

ケ　I行政書士

● **申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。**

日本の内なる国際化に興味があって、申請取次制度が始まってから外国人業務を取り扱い始

めた。近隣地域には工業団地等があり、日系人が地域にはたくさんいる。

● 申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。

最初は派遣会社経由で仕事をもらった。その後外国人支援 NGO に参加、協力し困った外国人の口コミで、ビザのない人の面倒を見た。こうした経験を通じて外国人の現状、受入れ態勢を知ることができた。

● 現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。

現在は、申請取次自体は少なく、離婚したとか実子養育をしている場合などの問題案件や、オーバーステイ関係など SOS が来た案件を中心にやっている。

● 申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。

業務は 100%外国人関係。日系の就労や人権問題など。難しい案件ばかりで、外国人の支援者（NGO 等）からの紹介も多い。

● これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。

無料相談会を月 1 度ボランティアでやっているが、行政書士も法テラスに入れるよう、外国人の入国管理手続や国際結婚などの渉外戸籍の専門家である実績をあげて、行政書士を認めてもらうようなことをすべき。そうした努力をしないと行政書士が社会的に認知されない。申請取次の実績があるのだから、情報を集めて何をすべきかを分析するべきである。行政書士は手続の専門家であり、外国人の現状を一番良く知っているので、それらを行政や政策に取り入れてもらえるよう提言すべき。

● 今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。

外国人登録法が廃止され、過去の入国歴、在留歴等の記録の入手が困難になった。また在留カードは現在の在留資格等しか分からず、外国人からの相談を受けても過去の在留歴の把握が難しく、適切なアドバイスや処理が非常に困難になった。

また、改正入管法をまだ多くの外国人が理解していない。

● 今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか（例：研修の充実、情報提供、顧客の紹介等）。

この分野の仕事が大学院レベルの高度に知的な仕事だということを認識することが必要。単に入国管理局の手続だけでなく、外国人を取り巻く現状や問題点、将来の少子化に対する外国人受入れなど、それに伴う国内体制をどうすればよいのか、諸外国の移民政策や外国家族法や国際私法、渉外戸籍等の知識を持った外国人問題の専門家と認められるようになること。

現在、行政書士会の評価の基準がはっきりしていないため、取扱件数が多いかどうかが評価の指標となっている。ただ、それは外部社会から評価を受けているのではなく、行政書士会の

中で評価されているだけ。

様々な情報が行政書士会で止まってしまっているのではないか。パターンにはまるような仕事は難しくない。むしろパターンにはまらないようなものが難しい。入国審査要領などは書士会が配布すべきようなものであり、ホームページに掲載するなどして情報を伝えるべきなのに、そうしたことをしていない。法改正後の自治体における外国人の取扱いについても、各人で自治体に対して情報開示請求を行って情報収集をしている現状だ。

● **申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。**

特にないが、難しい案件などをやっているときになぜこのようなことをやっているのかと思うことはある。難しい案件を解決するのは大変だが、難しい分面白い。ただし金にはならない。

● **日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか（例：通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど）。**

依頼者はだいたい日本語がわかる。そう難しい言葉はいらない。必要な場合は通訳にお願いする。

● **申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。**

行政書士会以外で行政書士のメーリングリストや行政書士の研究会を通して常に最新の知識を得る努力をしている。

● **今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。**

若手の外国人業務を取り扱っている人に対して、外国人の目で日本の社会を見ることもできることを伝えたい。日本人では当たり前のことも、そうではないこともよくわかる。

● **申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。**

申請取次業務という小さな分野だけに留まらず、日本における外国人活動の全般について取り組むことが必要。全てについての外国人問題の専門家は日本にはまだいない。行政書士は外国人の実情、現状、問題点を一番よく知ることができる立場である。それらの知識を生かして、外国人が今何を必要としているのか、将来何を望んでいるのか、日本社会はどうすれば良いのか。一貫した外国人の受入政策がないまま、日系人等を受入れ、今になり種々の問題が起きている。

外国人に関する幅の広い知識と外国人の現状を的確に把握できる行政書士が、日本の外国人政策に積極的に参加、提言できるようになることが、行政書士に求められていると思う。
外国人業務は従来の行政書士の業務とは違い、より高度の幅の広い知識を必要とする。

入管法以外に外国家族法・民法、国際私法、渉外戸籍、通則法に弁護士と同等以上の知識を持ち、自治体や国に提言し、国際交流協会や外国人支援NGOと一体となり、積極的に外国人支援の社会活動をし、外国人問題の専門家といわれる行政書士になることが望まれる。

コ　J行政書士

●　申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。

行政書士になる前は、弁護士を目指して法律事務所で働いていたので、行政書士になってからも、人権に関わる業務や弱者救済といった分野で仕事をしたいと思っていた。

一方、外国人はこの国においてはマイノリティ（＝弱者）であり、入管法や外国人登録法（当時）の管理対象である。彼らにとって、在留資格（ビザ）は命の次に大切なものであり、その手続は煩雑で、専門性が要求される。この業務に関わることで行政書士として目指すものが見つかったような気がした。

●　申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。

申請取次者としては3期生。現行入管法がスタートした直後でもあり、当時の日本経済はいわゆる「バブル」景気の真っ只中で、南米から多くの日系人（定住者）を受け入れている時期だったので、最初に扱ったのは南米（ペルーとボリビア）の日系三世の定住者案件だった。なにぶんにも情報量が圧倒的に少ない時代であり、日系人の身体的特徴等も理解できていない時期だった。日系ボリビア人に係る定住者案件は不許可という結果からスタートした。入国管理局の職員から「日系人は顔立ちは日本人と同じだけど、話す言葉がスペイン語であること」が日系人案件を取り扱う場合の基本だと教えられた。確かに依頼者は日本人とは似ても似つかぬ顔立ちで、当該案件は日系定住者をなりすました偽物案件だった。

●　申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。

業務を始めたころは、入管業務に関する情報は圧倒的に少なく、情報を得るために各地の行政書士会や入国管理局が主催する研修会には地元だけでなく九州から東京、北海道へ至るまでどこへでも出かけて行った。

また、当時はまだニューカマー外国人の数も少なく、街角ですれ違うと振り返るような時代だったので、外国人との接触の機会を持つために仲間達と無料相談会を数多く開催した。

次に、言葉の問題があった。自身の話すカタコト英語では相手の話を聞くのが精一杯で、それに対する返答をするときには頭が真っ白で適切な返答ができないということが多々あった。そこで、通訳&翻訳者を雇うことでこの問題を解決した。

●　現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。

外交、公用、報道以外の全ての在留資格に関わる在留資格認定、期間更新、資格変更、在留資格取得、短期ビザでの招聘等を取り扱っている。投資・経営、人・国、技術、技能、定住者、永住許可、日本人の配偶者等をまんべんなく取り扱っている。また、過去20年間に受けた件数は相談も含めると15,000件以上、国の数では70数カ国以上に及ぶ。口コミ、ウェブサイト、

電話等あらゆる媒体を通じて依頼や相談がある。また、クライアントのほとんどはエンドユーザーたる外国人本人若しくは外国企業であり、仲介業者からの受任や団体管理型研修のような受任形態は皆無である。

● 申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。

申請取次（ビザ）業務に留まらず、国際関係業務と呼ばれる外国人及び外国企業からの依頼業務が 7：3 で圧倒的だが、最近は外国人からも入管業務以外の、例えば、古物営業許可や会社の設立、相続といった案件の相談や依頼も増えている。

● これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。

大きなトラブルに遭遇したことはない。嘘をついている（と思われる）外国人は必ずいる。偽装結婚や、偽装就労等々、様々のカテゴリーに及ぶ。明確に嘘だと判れば断る。当然のことだが、このような案件に関しては、断る勇気、撤退する勇気が必要である。

行政書士には彼らの嘘を見抜くスキルが求められる。そのためには経験もさる事ながら、情報の収集（最新の情報、役立つ情報）は不可欠だ。また、我々行政書士は、外国人にとって「命の次」に大事なビザの手続を託されるわけだから、彼らのために入国管理局と論争することも時には必要である。

● 申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。

前述のとおり、外国人にとってビザは命の次に大切なものである。よって、彼らにとって命の次に大事なビザでお世話になった行政書士は誰よりも信頼できる相談相手となる。ビザに留まらず、ビジネスのこと、家庭のこと、本国にいる親兄弟のこと等々、まず、行政書士に相談し業務を依頼する。よく、永住許可や帰化で国籍を取得したら、行政書士の関係は終わりだという方がいるが、永住・帰化してからが業務の始まりである。彼らの多くは大抵独立して起業している。そこには、様々な許認可が必要となり信頼関係を構築した行政書士への業務依頼が当然の如くある。また、外国からの親兄弟の呼び寄せ、日本での自然死による相続手続等々。行政書士として関わる仕事はその後も永遠に続いていく。

● 今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。

現行入管法の施行以来、今日まで多くの改正があった。その都度、少しずつではあっても外国人にとって住み易い国（プラス）となる改正が行われてきたと思う。しかし、今回の改正は最悪だったと思う。外国人管理が強化され彼らにとって住み難い国となった。外国人登録法の廃止、在留カード制度の導入、みなし再入国制度の導入等により、現場では多くの混乱が発生しているし、今後も想定できないような事態が起こると思う。

例：①「みなし再入国」にチェックを入れないで出国したために、それまでに保持していた在留資格（永住者、定住者、人・国）が失効⇒空港での上陸特別許可

②「みなし在留カード」は入国管理局以外の役所では身分証明書機能を果たさない。

また、入国管理局職員の資質の問題かも知れないが、メリハリのある審査や心ある審査が少なくなり、外国人を追い返そうとしているのかとさえ思えることがある。永住許可は究極の在留資格である。一定の居住年数があり国益に合致していれば定着性が認められ許可されるものであるが、7月9日以降は例え日本人の配偶者であっても「国益に合致しない」を理由に不許可となる案件が散見される。

● **今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか(例:研修の充実、情報提供、顧客の紹介等)。**

個々の行政書士に対しては、外国人から信頼される行政書士となること。そのためには、まず依頼者たる外国人及び彼らの本国のことをよく知り、徹底したインタビュー行うことで依頼者本人との信頼関係を構築し、ビザ取得を確実にすること。次に、外国人に迎合することなかれ。かわいそうだから何とかとか、虚偽の書類を作るというようなことでなく、毅然とした態度で対応すべきである。外国人に利用されるようではだめ

日行連については、もっともっと政府や法務省に対して物申すこと。弁護士会は事ある毎に会長声明を発しているが、日行連ではほとんどない。そのためには、申請取次管理委員会及び第三業務部国際部門の奮起を期待したい。

各単位会に関しては、地元入国管理局との連絡協議会の充実と徹底。入管業務に関する研修会の充実徹底。司法書士の認定司法書士のように、もう少し研修の内容に重みを持たせるようにすべきである。

● **申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。**

宗教、政治の話はタブー。また、彼らの国の文化や習俗を批判したり揶揄することもタブーである。自身が理解できないで話してはいけない。

「お互いの違いを認め合い、お互いを尊重する」という多文化共生の理念をよく理解することが何よりも大事である。

● **日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか(例:通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど)。**

多い時には、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語に対応できる語学スタッフを雇用し、ウェブサイトでも同言語で情報発信していた。

ウェブサイト経由の依頼も相当数ある。現在は、事務所スタッフが韓国語のウェブサイトを韓国のサーバー上にも開設しており、韓国語で検索をかけても検索結果の上位に来るようになっている。同時にFacebookのページも開設しており、口コミを広める役割を担っている。

● **申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。**

仲間とともに、20年以上続けている勉強会がある。この勉強会はメーリングリストを開設しており、毎月1回の定例会等を通じて情報交換を行なっている。また、国際交流センターとの

提携で毎月２回の無料相談会等も開催している。また、海外研修も行なっており、勉強、情報交換、実務等全てに渡って充実した日本一の勉強会だと自負している。その他にも全国の著名な行政書士と常に情報交換を行なっている。また、弁護士や税理士等とも連携しながら外国人サポートや業務拡大につなげている。

● 今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。

とにかく、楽しく勉強しよう。難しい用語で書かれた法律を解説し、説明する対象者は外国人なのだから柔らかい頭でできるだけわかり易い平明なことばで説明しなければならない。また、外国人や彼らの国のことを知ること（情報収集）も何よりも肝要となる。

そこで、私は映画、小説、新聞やテレビ番組（ドラマ、紀行番組、料理番組）などを用いての楽しく、柔らか頭で勉強することを心がけている。教材は無限にある。これらを見たり読んだりして楽しく勉強をしている。

例えば、トム・ハンクス主演の映画「ターミナル」を題材にして上陸手続の勉強をしたり、山崎豊子の原作「大地の子」（小説、ドラマ）を教材に中国残留孤児（日系定住者）の背景をさぐるというものである。

● 申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。

日本は今、人口減少という大問題に直面している。しかし、その対応については未だに公には議論がなされていないのが実状である。私はこの問題に関して、「移民の受入れ」を、ここ５～6 年、様々な機会を通じて提唱している。このまま人口減少が続くと日本国そのものの存続が危うくなり、経済悪化どころではない。豊かな国を後世に残すには移民を受け入れるしかないと思っていて、今後のライフワークとしてこの問題に取り組んで行きたいと考えている。

また、外国の法律事務所やコンサルタント会社等と提携して外国に進出する日本企業のサポートも行なって行きたいと考えている。

サ Ｋ行政書士

● 申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。

入管法施行規則改正で申請取次が平成元年６月に認められ、入管業務に対して興味を持った。ただし、申請取次が始まる以前から、帰化申請は依頼があればやっていた。

● 申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。

在留資格認定許可申請は、当初取次の範囲外だった。ソウルの企業による韓国料理店の投資経営と外国人コック。チラシを交流団体に配布するなど、宣伝をしたらお客さんが来た。北海道では口コミはなかった。その他は士業の人の紹介。事務所のウェブサイトを見てくる人はわずか。

● **申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。**

法律が度々変わったこと。入国管理の審査基準が一様でなかったこと。そもそも審査基準がわからなかった。審査官ごと、地方入国管理局ごと、個別の申請でも審査基準が一様でなかったこと。

● **現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。**

認定証明書交付申請。次いで在留期間更新、在留資格変更等

● **申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。**

半分くらい。スタッフ3人のうち2人が主に渉外関係、1人が建設業、風俗営業。本人は実際の申請業務以上に各種団体への顔出しを行っている。

● **これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題(若しくはトラブル)となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください(ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください)。**

自分自身の経験としては特にない。ブローカーのような人が入ってくるものはすべて断っている。他の行政書士が取り扱って不許可になった案件も来る。こうした案件で不許可になる理由としては、経験不足からくるものが考えられる。

私が所属する単位会では、申請取次の研修を今年から年4回開催している(これまでは年1回だった)。研修会に来る人は35人前後、そのうち、常時申請取次等を取り扱っている人は4、5人くらいだと思うが、入国管理局で顔を合わせることはめったにない。

● **申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。**

続けて来る場合もあるし、報酬の安い業者を探してあちらこちらの行政書士のところへ行く人もいる。

● **今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。**

手続の際等に在留カードを預かるリスクが増えた。コピーして渡して預かり証を発行しおり、パスポートと一緒に保管してもらっている。証印が押されないので、混乱する場合がある。再入国許可で問題がある国などでは、再入国のスタンプがないと在留カードがあっても通用しない場合がある。

審査に係る時間が長くなったような気がする。当地の入国管理局は比較的すいているが、現在は1～2時間待たされることがある。

● **今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか(例:研修の充実、情報提供、顧客の紹介等)。**

取り扱っている行政書士が勉強していない。入国管理法令をもっと勉強しなければならない。入管業務は、建設業などのように手引書を見てやれるような仕事ではない。依頼者の話を聞い

て制度に適合するか、個別案件ごとに対応しなければならない。パターン化して仕事をするような人がいるが、それでは仕事ができない。他の許認可等では、要件は明確になっているため、行政書士の段階で依頼者にアドバイスをすることが可能であるが、入管業務は行政が審査する段階でどうなるかわからないので、ビジネスになりにくい。外国人はそれぞれ違いがあるので、同じ基準は難しい。入国管理局でもそれを勘案してやっているのではないか。

入国管理局では、日本人配偶者であるとわかっていても理由をつけて認めないケースが最近多発している。本人申請をして認定が出ないケースが事務所に持ち込まれる。こうした場合、夫婦それぞれに対する質問に対する食い違いがあることを入国管理局でつかれるような場合がある。

行政書士会では、入管業務に関する情報提供や新人研修等、特に不正等へ巻き込まれないためのガイダンスなどをする必要があろう。新人の行政書士に申請取次の取扱いを希望する人が多いが、行政書士試験の予備校などでこうした業務があることを紹介しているのではないかと思う。

● 申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。

外国人、在日、外国人を雇う企業、それぞれ申請によって異なるが、申請によって何を獲得するのかを明確にしておく。依頼された資格認定等が実現できない場合があることを理解してもらうことが必要。事前に十分話をした上で話を進める。日本人のように「とりあえず」でわかってもらえるようなことはない。

● 日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか（例：通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど）。

ロシア人、中国人、オーストラリア人、フィリピン人、インド人、バングラディシュ人、パキスタン人等々の依頼者がいるが、ほとんど通訳を介している。法人の場合は日本語で対応。その他英語での対応。

当地は依頼が少ないので、どの国、どのような在留資格でも依頼を請け負っている。

● 申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。

会社等の関係では税理士、交通事故などでは弁護士とのつながりがある。ただし、行政書士会と弁護士会とのつながりのようなものではなく、個人的なつながりのみ。

● 今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。

自分で調べること。行政書士会の推薦図書や申請取次の研修資料など、依頼が来てから勉強するのではなく、基礎的な所からまず身につけるという意識を持ってもらいたい。

● **申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。**

申請取次は外国人に関する行政手続の最初のきっかけであって、そこから色々な業務の拡がりがある。全てが行政書士に関わってくる。外国人のリーガルサービスの拠点として、行政書士事務所がある。ロシア人で香港にも会社を作りたい、台湾で現地法人を作りたいといったビジネスの広がりがある。申請からこのように広がりをもつもので、単に安くできるといったものではなく、次につながるように外国人と人間的なコミュニケーションをとっていくことが重要である。

シ Ｌ行政書士

● **申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。**

開業した平成８年当時は、現在のように入管業務はメジャーではなかった。単位会でも、建設業や産廃、車庫証明、相続や会計記帳等の業務を得意とする先生が多く、手掛けている先生が少ない業務を得意分野にしようと考えていたところ、入管申請が行政書士業務であることがわかり、平成 10 年に申請取次の研修会を受講して申請取次業務を始めた。

また、友人Ａの友人Ｂがフィリピン人女性と結婚しており、その友人Ａから国際結婚に関する手続の相談を受けたこともあって、入管業務に興味がわいた。

● **申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。**

フィリピン人と日本人の国際結婚手続を取り扱った関係で、当地在住のフィリピン人妻の団体があることを知り、その会合に顔を出すようになって、フィリピン人関係の仕事が増えていった。具体的には、不法滞在中のフィリピン人女性と日本人男性との結婚、在留特別許可、フィリピン人女性の連れ子の招へい及び大学在学中のフィリピン人留学生の在留期間更新等である。

● **申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。**

知識不足の一言。

簡単な案件は本人申請で行うので、相談内容が教科書事例ではない。また、通訳がいても、法律の専門用語が正確に伝わっているか心配だった。単位会で入管業務を行っている先生はわずかで、教えてもらうこともなく、入国管理局に相談に行き（平成 10～11 年当時はこちらも初心者であるため、担当者は「こんなこともわかんないの？」という顔だった)、教えてもらった。

● **現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。**

中国料理店からの依頼で中国本国のコックを日本に招へいする手続である。

● **申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。**

全体の半分位である。

● **これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。**

私は経験がないが、単位会の会員で、許可になると説明した上で申請（留学から投資経営への在留資格変更）したところ不許可となり、依頼者の外国人から訴えられた会員もいる。

● **申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。**

他の分野についての業務依頼は法人設立くらいである。

● **今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。**

法改正前の駆け込み永住申請が７件。従来の外国人登録証明書は、上陸年月日や現在の在留資格や在留期限等の記載があるため、○○年に来日し、そのあと○回更新しているとパスポートを見なくても大体の予測がついたが、現行の在留カードは、現在の在留資格と在留期限等の記載しかないので、日本上陸から現在までの滞在履歴を把握するのが簡単にはいかなくなった。

● **今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか（例：研修の充実、情報提供、顧客の紹介等）。**

国際交流団体との連携や外国人受入機関（専門学校や外国人研修生受入機関等）へのアプローチ、申請取次行政書士の質をあげるための研修会。

● **申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。**

報酬額を詳細に説明し、また、不許可（不交付）となる場合もあることを説明すること（申請内容が虚偽のものであると発覚した場合には、不利益な取扱いになることを説明）。

● **申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。**

東京会の任意団体の勉強会に参加したり、全国の行政書士の方々のメーリングリストに参加し、情報交換を行っている。

● **今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。**

外国に行くこと。歴史や地理の勉強も必要。できれば英語は話せたほうがいい。

● **申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。**

日本から外国へ進出する企業への外国での法人設置や、外国で働く日本人のためのビザ取得の手続。

ス M行政書士

● 申請取次業務を取り扱うようになったきっかけは何ですか。

申請取次業務を行うきっかけは、30年ほど前に、知り合いが外国人の配偶者の手続をしてほしいという依頼だった。いままで入管業務の経験はなかったが、どうしてもやってほしいと依頼されたので、本人とともに入国管理局に行って申請をした。

それから5・6年後、申請取次業務の募集があって応募した。当時は、取扱い実績が40件以上で、かつ、5年以上の実務経験という基準があった。私の場合は、取扱件数が足らないということで不合格だった。その後、業務経験を積んで再び応募したところ、東京での研修会に来るように言われ、研修に参加して申請取次業務の資格を取得した。ただ、在留資格認定証明書の申請が認められていなかったので、その申請ができるように再び研修を受けて資格を取得した。研修会を受講するために東京までの旅費など多額の出費がかかるので、家族を説得して資格取得を志した。

● 申請取次業務を取り扱い始めた時には、具体的にどのような事例を取り扱いましたか。

在留資格の変更を取り扱った。特に、「短期滞在」から「日本人の配偶者等」への在留資格の変更などを取り扱った。業務を始めてから3年後には、調理師として在留するための手続を行った。

それ以外には、外国人と結婚した邦人が、配偶者との離別や死別したことによって県内に居住したいという申請、親戚訪問のための手続も行った。

● 申請取次業務を取り扱い始めた段階で一番御苦労なさった点は何ですか。

すでに業務そのものについては経験を積んできたので、特別な苦労はなかった。

入国管理関連の書類は定型の書式に記入するものだけでなく、白紙から文章を記入することもある。そのため、本人が申請する場合には、書類の記入方法など担当官が窓口で1から10まで教えなければならないので、当時は入国管理局の窓口に多くの外国人が来て混雑していた状況であった。行政書士の場合は、依頼者から話を聞き、ポイントを押さえて書類を作成して入国管理局に申請していた。申請取次制度が始まり、入国管理局としても事務負担が軽減されて助かるというので、職員からノウハウについて親切に教えてくれた。

● 現在、申請取次のうち、一番多い業務はどのような内容のものですか。

「人文知識・国際業務」の在留資格申請や日本人の配偶者等の手続が多い。他の地域に比べて当地では、在留外国人のうち半数が永住者あるいは特別永住者で占められている。一方で技能実習生が少なく、実習生の申請は関連団体が行っている状態である。

● 申請取次業務は事務所の全業務量の中で、イメージとしてどのくらいを占めますか。

9割が申請取次業務で占められている。その他は個人の内容証明や戸籍関係である。以前は建設業関係の依頼も引き受けていたが、建設業関係も専門知識がどんどん深化し、二足草鞋では顧客に迷惑がかかるので、取り扱う行政書士が少ない入管業務を中心に行うことになった。申請取次業務の資格を取得した当時は、管轄区域内で申請取次業務を行う行政書士は数名しか

いなかった。事務所が入国管理局から近く、他の行政書士の依頼もあった。窓口に通って業務を続けていくうちに入国管理局職員から毎日来た方がよいとアドバイスされて、毎日 1～2 時間、入国管理局職員との情報交換を図って、経験を積んでいった。申請取次業務を通じて生計を営むことができたので、その恩返しのために、今後とも申請取次業務を中心に続けていきたい。

● これまで申請取次業務を取り扱っていて、問題（若しくはトラブル）となった点はありましたか。ある場合には、差し障りのない範囲でその内容、対処方法等をお教えください（ご本人が取り扱った事例でなくとも、紹介可能であればご紹介ください）。

1 つ目は、報酬の問題である。報酬については依頼を引き受ける前に価格を伝えている。また、不許可になった時も価格を下げることはできないことも伝えている。申請の許可が下りるかどうかわからない依頼を引き受ける時には、不許可になるリスクがあることを依頼者にはっきりと伝えている。許可が下りる可能性について自ら言及しない。そのため、顧客は納得して業務を依頼するか、断念しているかしている。

2 つ目は、許可が全く下りそうもないのに業務をやってくれと依頼する者がいる。これは、行政書士が立証するための資料の偽装に、知らないうちに加担しなければならないおそれがあること、たとえ許可が下りたとしても、のちに入国管理局から虚偽記載と指摘されて在留資格が取り消されたり、期間更新が不許可になることを依頼者に説明し、それでも良いかと念を押すと相手も依頼してこない。

最後に、業務を引き受けて申請した案件が許可になったが、行政書士より一足先に依頼者が直接入国管理局に行き、パスポートに証印をもらっていたということがあった。他の行政書士も同じような経験をしていた。私の場合、報酬は申請時に受領しているが（依頼者の事情を考慮し、分割支払いとすることもある）、許可が下りた時点で報酬を支払ってもらう行政書士もいる。不払いが起きた場合、多大な被害が考えられるので、このことを単位会に提言をしたい。

● 申請取次業務をきっかけとして、その依頼者から他の分野についての業務依頼を受けるなど、業務分野の拡大等は可能となったでしょうか。

昭和 55 年までに登録入会した行政書士は、社労士の業務も行えたため、投資経営で申請した依頼者が雇用保険などの申請について依頼があった。最初は、申請のノウハウが分からないこともあって依頼するが、やがて依頼者本人が直接申請をするようになる。

飲食店の食品営業許可についての依頼をされたときは、依頼者が廉価で依頼を引き受けている行政書士がいると言って、値引きをしてきたことがあった。無理して金額を下げてまで他の業務は引き受けないことにしている。

● 今回の入管法改正によって業務にどの程度影響がありましたか。また具体的に問題となるような事例がありましたらお教えください。

行政書士の業務量については、今回の入管法改正によって増加することを期待していない。

問題点としては、外国人の転出の問題がある。新しい住居地が同じ市町村であれば影響は少ないが、他市町村に転居したときである。在留期間更新時になってもそのままの人がいて狼狽したことがあるが、今度の法改正で外国人も転出証明書の提出が求められる。もし遠隔地のた

め転出証明書がすぐに入手できない場合は、二度足を運ぶおそれがあり、期限内に在留期間更新手続を行うことができない場合が考えられる。気をつけるように説明している。

ひとつ事例を取り上げると、事情があって住所と居所が異なる依頼者の申請を引き受けたことがあった。書類を提出する際、職員に説明したところ、住所変更を行なわないと申請を受理しないという指摘があったため、すぐに変更手続をした。もし、そのまま手続がなされていたら後で問題になっていた事例であったので、職員の指摘で助けられた。問題が起きてから「知らなかった」では済まされない。業務は慎重に行う必要がある。

● 今後この分野の行政書士による取扱いを増やしていくには、何が課題だと思われますか。若しくは何が必要だと思われますか(例:研修の充実、情報提供、顧客の紹介等)。

日本語学校から、申請は自ら行うが、基準を満たさない許可が下りにくい事案についての問い合わせがあった。徐々に、行政書士が申請取次業務をやっている意識が浸透しているように思える。だが、さらにPRをすることが必要である。

また、インターネットでの情報提供を充実してほしい。かつて、家族滞在の資格で滞在している外国人妻が夫の仕事の手伝いをしたいので資格外活動の申請をしてほしいという依頼が来た。私は係官に問い合わせたところ、係管は許可が下りるということで、実際に申請をしたところ申請が却下された。しばらくしてから、依頼者から入国管理局の許可が下りるとの指摘があったが、私はそのことを知らなかった。そこで、再び申請を行ったところ、今度は申請が許可された。顧客から指摘された時は、プロとして恥ずかしい思いをした。そのため、インターネットで情報共有させ研修もインターネットで行うことで、多くの行政書士が受けられるのでよいのではと考えている。都会では依頼も多く、いろいろなケースがあるので研究会も開くことができるが、地方では依頼が少ない上、情報も自分で調べなければならない。インターネットという便利な手段があるので、大いに活用すべきであろう。

● 申請取次業務に限らず、外国人を対象とした業務を行う際に注意すべき点は何だと思われますか。

個人情報、企業情報などの取扱いである。申請によっては、身分証などの原本を預かる場合があるので、その際には神経を使っている。また、書類作成のために記したメモなどは自ら確認して処分している。ひとつのミスで情報が漏れてしまう場合もあるので、情報管理には十分に気をつけなければならない。

● 日本語が話せない外国人のためにどのように対応しましたか(例:通訳を雇う、自らの語学力を活かすなど)。

依頼者の多くは、日本語が分かる人を通訳として連れてくることが多い。これまで、日本語があまり話せない外国人からの依頼は1件のみで、その時は筆談したり、メモ用紙に記入させて後で自ら辞書で調べたりした。書類の翻訳については、申請の許可が高い場合には翻訳事務所に自ら行って依頼するが、許可が難しい依頼には、依頼者本人が翻訳事務所に依頼するように伝えている。

● **申請取次業務に限らず、外国の方を対象とした業務について他の行政書士の方と会合を持ったり、連絡を取り合ったりしていますか。**

東京の行政書士の方々など約 60 名で運営しているメーリングリストに参加して事例等をチェックしているが、自らの業務に関係ない内容も多いので、研修会のスケジュールをチェックして参加している。

● **今後申請取次業務を新たに取り扱おうと考えている行政書士さんに向けて、何かアドバイスをいただけますか。**

私は、あやしい依頼を一切引き受けない。中には、一件でも多く依頼を受けたいために、立証資料もなく、許可が下りないような難しい業務までやろうとする気持ちを持つ行政書士がいると思うが、それを抑えることが必要である。引き受けた業務が虚偽申請であったと入国管理局から指摘され、大きな問題になる。

また、依頼者の指示どおりに書類を作成するのは危険である。万が一、トラブルが発生した場合、行政書士が勝手に書類を記入したと依頼者が主張してくる場合がある。メモでもいいので依頼者が自ら記したものを提出するように求めている。

● **申請取次業務に限らず、今後外国人等に関する国際関係業務で新たに取り組んでみたい、力を入れたいと考える分野がございましたら、お教えくださいますか。**

渉外業務についてもっと勉強したい。将来は相続等にも力を入れたい。